

KDDI 通話サービス契約約款

令和6年1月1日

KDDI 株式会社

目次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 用語の定義	4
第4条 外国における取扱い制限	5
第2章 KDDI 通話サービスの提供区域	6
第5条 KDDI 通話サービスの提供区域	6
第3章 KDDI 通話サービス契約	7
第6条 KDDI 通話サービス契約の単位	7
第7条 KDDI 通話サービス契約の申込の方法	7
第8条 KDDI 通話サービスの申込の承諾	7
第9条 KDDI 通話サービス契約の変更	7
第10条 KDDI 通話サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止	8
第11条 KDDI 通話サービス契約者が行う KDDI 通話サービス契約の解除	8
第12条 破産等による KDDI 通話サービス契約の解除	8
第13条 当社が行う KDDI 通話サービス契約の解除	8
第14条 KDDI 通話サービス契約の終了に伴う効果	9
第15条 その他の提供条件	9
第4章 利用中止	10
第16条 KDDI 通話サービスの利用中止	10
第5章 通信	11
第1節 通信利用の制限等	11
第17条 通信利用の制限等	11
第18条 通信時間等の制限	11
第2節 音声通信の品質	12
第19条 音声通信の品質	12
第3節 当社以外の電気通信事業者又は当社の他の契約約款等による制約	12
第20条 当社以外の電気通信事業者又は当社の他の契約約款等による制約	12
第4節 通信時間の測定等	12
第21条 通信時間の測定等	12
第6章 料金等	13
第1節 料金	13
第22条 料金	13
第23条 通話料の支払義務	13
第24条 登録料の支払義務	13
第2節 料金の計算方法等	14
第25条 料金の計算方法等	14
第3節 割増金及び延滞利息	14
第26条 割増金	14

第 27 条 延滞利息.....	14
第 7 章 損害賠償	15
第 28 条 責任の制限	15
第 29 条 免責	15
第 8 章 雑則	16
第 30 条 KDDI 通話サービス契約者の切分責任	16
第 31 条 利用に係る KDDI 通話サービス契約者の義務.....	16
第 32 条 利用上の制限.....	17
第 33 条 KDDI 通話サービス契約者の情報の取得.....	17
第 34 条 特定協定事業者への KDDI 通話サービス契約者の情報の通知.....	17
第 35 条 特定協定事業者からの KDDI 通話サービス契約者の情報の通知	17
第 36 条 KDDI 通話サービス契約者に係る情報の利用.....	18
第 37 条 法令に規定する事項	18
第 38 条 閲覧.....	18
別記	19
料金表	22
別表 1 外国との音声通信に係る取扱地域等	32

KDDI通話サービス契約	当社から KDDI 通話サービスを受けるための契約
KDDI通話サービス契約者	当社と KDDI 通話サービス契約を締結している者
KDDI通話サービス回線	KDDI 通話サービス契約に基づいて提供される電気通信回線
自営端末設備	KDDI 通話サービス契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	KDDI 通話サービス契約者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外の設備
特定電気通信回線	特定協定事業者サービスにかかる電気通信回線
au契約者回線	<p>当社又は沖縄セルラー電話株式会社の povo1.0 通信サービス契約約款若しくは povo2.0 通信サービス契約約款、au(5G)通信サービス契約約款又は au(LTE)通信サービス契約約款（以下あわせて「au 約款」といいます。）に定める契約者回線（povo1.0 通信サービス若しくは povo2.0 通信サービス、5G サービス、LTE サービス又はローミングに係るものであって 5G シングル及び LTE シングルのものを除きます。）</p> <p>（注）ここに定める「契約者回線」には、当社又は沖縄セルラー電話株式会社より電気通信役務の提供を受けて提供するMVNOサービス（電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」といいます。）に定める仮想移動電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信回線を含みます。</p>
UQm契約者回線	当社又は沖縄セルラー電話株式会社の UQ mobile 通信サービス契約約款に定める契約者回線（デュアルサービス又はローミングにかかるものに限ります。）又は UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款に定める契約者回線
請求者	当社が提供する KDDI 通話サービスに係る音声通信を行う者
対話者	請求者が当社の提供する電話サービス等に係る通話等を行おうとする相手
料金月	1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第4条 外国における取扱い制限

KDDI 通話サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者（外国の法令に基づいて、その外国において電気通信サービスを提供しているものを言います。以下同じとします。）の定める契約約款などにより制限されることがあります。

第2章 KDDI 通話サービスの提供区域

第5条 KDDI 通話サービスの提供区域

当社は、当社が指定する KDDI 通話サービス取扱所において、KDDI 通話サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第3章 KDDI 通話サービス契約

第6条 KDDI 通話サービス契約の単位

1 の特定電気通信回線に係る 1 の電気通信番号ごとに 1 の KDDI 通話サービス契約を締結します。この場合において、KDDI 通話サービス契約者は、1 の KDDI 通話サービス契約につき 1 人に限ります。

第7条 KDDI 通話サービス契約の申込の方法

KDDI 通話サービス契約の申込をするときは、契約事務を行う KDDI 通話サービス取扱所に対し、当社所定の申込及びその申込内容を確認するために当社が別に定める事項の提出をしていただきます。

第8条 KDDI 通話サービスの申込の承諾

当社は、KDDI 通話サービス契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その KDDI 通話サービス契約の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) KDDI 通話サービス契約の申込をした者が KDDI 通話サービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) KDDI 通話サービス契約の申込をした者が当社の提供する電気通信サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (3) KDDI 通話サービス契約の申込をしたものがその申込にあたり虚偽の申告をしたとき、又はその申込の内容を確認するために当社が別に定める事項の提出を行わないとき。
 - (4) KDDI 通話サービス契約の申込内容が特定協定事業者との協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき、その他特定協定事業者の承諾が得られないとき。
 - (5) KDDI 通話サービス契約の申込をした者が特定協定事業者サービスの契約をしていないとき又は契約をする計画がないとき。
 - (6) KDDI 通話サービスの申込をした者が申込者が法人又は法人に相当するものと当社が認めるものではないとき。
 - (7) KDDI 通話サービスの申込をした者が日本国に登記されている法人でない、又は日本国に登記されている法人であっても法人としての活動実態が乏しいと当社が判断したとき。
 - (8) この約款の規定に反している又は反することとなる恐れがあるとき。
 - (9) その他 KDDI 通話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第9条 KDDI 通話サービス契約の変更

KDDI 通話サービス契約者は、KDDI 通話サービス契約の変更をしようとするときは、契約事務を行う KDDI 通話サービス取扱所に対し、当社所定の申込及びその申込内容を確認するために当社が別に定める事項の提出をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条 KDDI 通話サービスの申込の承諾の規定に準じて取り扱います。

第10条 KDDI 通話サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止

KDDI 通話サービス契約者が KDDI 通話サービス契約に基づいて KDDI 通話サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第11条 KDDI 通話サービス契約者が行う KDDI 通話サービス契約の解除

KDDI 通話サービス契約者は、KDDI 通話サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行う KDDI 通話サービス取扱所に所定の方法で通知していただきます。

第12条 破産等による KDDI 通話サービス契約の解除

当社は、KDDI 通話サービス契約者について、破産法(平成16年法律第75号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその KDDI 通話サービス契約を解除することがあります。

第13条 当社が行う KDDI 通話サービス契約の解除

当社は、次の場合には、その KDDI 通話サービス契約を解除することがあります。

- (1) 特定協定事業者約款の定めに基づき、KDDI 通話サービス契約者に係る特定協定事業者サービスの利用停止があるとき。
 - (2) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) KDDI 通話サービス契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービス(他の KDDI 通話サービスを含みます。以下本条において同じとします。)又は締結していた他の電気通信サービスに係る料金等その他の債務(その契約により支払いを要することとなったものをいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (4) 第31条 利用に係る KDDI 通話サービス契約者の義務の規定に違反したと当社が認めるとき。
 - (5) 当社又は特定協定事業者の承諾を得ずに、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を利用して KDDI 通話サービス回線にかかる通信を行ったとき。
 - (6) その KDDI 通話サービス回線に係る自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社又は特定協定事業者が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号。以下「端末設備等規則」といいます。)に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備の利用を中止しなかったとき。
 - (7) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、KDDI 通話サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、KDDI 通話サービス契約者が特定電気通信回線にかかる契約がなくなった場合、特定協定事業者約款の定めに基づき KDDI 通話サービス契約者に係る特定協定

事業者サービスの利用休止があった場合又は特定協定事業者約款の定めに基づき KDDI 通話サービス契約者に係る特定協定事業者サービスの利用権の譲渡があった場合に、その KDDI 通話サービス契約を解除します。

- 3 当社は、第 1 項の規定により、その KDDI 通話サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを KDDI 通話サービス契約者に通知します。

第14条 KDDI 通話サービス契約の終了に伴う効果

KDDI 通話サービス契約者は、KDDI 通話サービス契約が終了する場合、現にその KDDI 通話サービス契約に係る KDDI 通話サービス契約者と特定協定事業者の間の特定協定事業者サービスの契約が存続しているときは、KDDI 通話サービスの終了以降も、別記 2 に定める音声通信役務の提供をその特定協定事業者から受けることについて、予め同意していただきます。

第15条 その他の提供条件

KDDI 通話サービス契約にかかるその他の提供条件については、別記のほか、当社が別に定めるところによります。

第4章 利用中止

第16条 KDDI 通話サービスの利用中止

当社は、次の場合には、KDDI 通話サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 特定協定事業者約款の定めに基づき、KDDI 通話サービス契約者に係る特定協定事業者サービスの利用中止があるとき。
 - (2) 第17条 通信利用の制限等の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) KDDI 通話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 2 当社は、前項の規定により KDDI 通話サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを KDDI 通話サービス契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5章 通信

第1節 通信利用の制限等

第17条 通信利用の制限等

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に提供されている KDDI 通話サービス回線であって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記8に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 当社又は特定協定事業者は、外国又は人工衛星を経由して設定される電気通信回線との音声通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合は、外国又は人工衛星を経由して設定される電気通信回線との音声通信発信について全部又は一部の利用を制限又は中止する措置を執ることがあります。
- 3 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信があらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 4 前各号のほか、特定協定事業者約款の定めに基づき、KDDI 通話サービス契約者に係る特定協定事業者サービスの通話利用の一部又は全部に制限がある場合には、KDDI 通話サービスの全部又は一部の利用ができません。

第18条 通信時間等の制限

当社は、通信が著しくふくそうするときは、その通信時間又は特定の地域への通信の利用を制限することがあります。

第2節 音声通信の品質

第19条 音声通信の品質

音声通信の品質については、KDDI 通話サービスの利用の態様等により変動する場合があります。

第3節 当社以外の電気通信事業者又は当社の他の契約約款等による制約

第20条 当社以外の電気通信事業者又は当社の他の契約約款等による制約

KDDI 通話サービス契約者は、当社以外の電気通信事業者又は当社の他の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、当社以外の電気通信事業者又は当社の他の電気通信サービスの電気通信回線を使用することができない場合においては、KDDI 通話サービスに係る音声通信を行うことはできません。

第4節 通信時間の測定等

第21条 通信時間の測定等

通信時間の測定などについては、料金表 第2 通話料に定めるところによります。

第6章 料金等

第1節 料金

第22条 料金

当社が提供する KDDI 通話サービスに係る料金は通話料及び登録料とし、料金表に定めるところによります。

第23条 通話料の支払義務

KDDI 通話サービス契約者は、KDDI 通話サービスの通話について、料金表第 2（通話料）の規定に基づいて算定した通話料の支払いを要します。ただし、料金表に特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

- 2 KDDI 通話サービス契約者は、その KDDI 通話サービス回線により KDDI 通話サービス契約者以外の者が行った通話等に係る通話料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。

第24条 登録料の支払義務

KDDI 通話サービス契約者は、料金表第 3（登録料）の規定に基づいて算定した登録料の支払いを要します。

第2節 料金の計算方法等

第25条 料金の計算方法等

料金の計算方法並びに料金に関する費用の支払方法は、料金表第1通則に定めるところによります。

第3節 割増金及び延滞利息

第26条 割増金

KDDI 通話サービス契約者は、料金に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第27条 延滞利息

KDDI 通話サービス契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 損害賠償

第28条 責任の制限

当社は、KDDI 通話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その KDDI 通話サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、KDDI 通話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその KDDI 通話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - (1) 料金表第 2（通話料）に規定する料金（KDDI 通話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均の通話に関する料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
- 3 当社の故意又は重大な過失により KDDI 通話サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

第29条 免責

当社は、特定協定事業者が行う KDDI 通話サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、本約款に基づく義務の履行遅延又は履行不能について、かかる遅延又は不履行が当社の合理的な支配に及ばない原因によるものである場合には、一切の責任を負いません。かかる原因には、天災、労働紛争その他の産業騒乱、停電、公共サービスの停止、ウイルス又は疾病・伝染病の蔓延、その他の通信障害、地震、嵐等の自然現象、封鎖、通商停止、暴動、政府の行為又は命令、テロ行為、及び戦争が含まれます。

第8章 雑則

第30条 KDDI 通話サービス契約者の切分責任

KDDI サービス契約者は、KDDI 電話サービスを利用することができなくなったときは、特定電気通信回線に係る自営端末設備若しくは自営電気通信設備、特定協定事業者の電気通信設備等若しくは特定協定事業者サービス（別記2に定める音声通信を除きます。）に故障のないことを確認のうえ、当社に問い合わせをしていただきます。

第31条 利用に係る KDDI 通話サービス契約者の義務

KDDI 通話サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に特定協定事業者約款に基づいて設置した電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (2) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (3) 特定協定事業者が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、特定協定事業者約款に基づいて設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 特定協定事業者約款に基づいて設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、KDDI 通話サービスを利用しないこと。
 - (6) KDDI 通話サービス契約者は、KDDI 通話サービスの全部又は一部を KDDI 通話サービス契約者以外の者に使用させる場合は、本約款に規定される KDDI 通話サービス契約者の義務と同等の義務をその KDDI 通話サービス契約者以外の者にも負わせること。
 - (7) KDDI 通話サービス契約者は、KDDI 通話サービスの全部又は一部を KDDI 通話サービス契約者以外の者に使用させる場合は、その KDDI 通話サービスを使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- 2 当社は、KDDI 通話サービス契約者の行為が別記5に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第(5)号の義務に違反したものとみなします。
 - 3 KDDI 通話サービス契約者は、前2項の規定に違反して当社に損害を被らせたときは、当社が指定する期日までに、その損害を賠償するに必要な費用を支払っていただきます。

第32条 利用上の制限

KDDI 通話サービス契約者は、コールバックサービス(本邦から本邦外へ発信する音声通信を外国から発信する形態に転換することによって音声通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で音声通信を行ってはなりません。

区 別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して音声通信の請求が行われ、KDDI通話サービス契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が音声通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

第33条 KDDI 通話サービス契約者の情報の取得

KDDI 通話サービス契約者は、KDDI 通話サービス契約にかかわるものの氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。

第34条 特定協定事業者への KDDI 通話サービス契約者の情報の通知

当社は、特定協定事業者から要請があったときは、当社が KDDI 通話サービス契約者に KDDI 通話サービスを提供する上で必要となる KDDI 通話サービス契約者の情報を、特定協定事業者に通知します。

2 KDDI サービス契約者は、前項について予め承諾するものとします。

第35条 特定協定事業者からの KDDI 通話サービス契約者の情報の通知

KDDI 通話サービス契約者は、当社が、KDDI 通話サービスの提供にあたり必要があるときは、KDDI 通話サービスの提供をするために必要な KDDI 通話サービス契約者の情報の通知を特定協定事業者から受けることについて、予め承諾していただきます。

第36条 KDDI 通話サービス契約者に係る情報の利用

当社は、第 33 条に定める KDDI 通話サービス契約者に係る情報を、KDDI 通話サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社契約約款等、又は特定協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、KDDI 通話サービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者及び当社が KDDI 通話サービス契約者に KDDI 通話サービスを提供する上で必要となる特定協定事業者の業務を特定協定事業者から委託されている者に提供する場合を含みます。

- 2 第 33 条、第 34 条及び前項に定めるほか、本サービスに関して取得した KDDI 通話サービス契約者に関する情報の取扱いについては、特定協定事業者のプライバシーポリシー又は当社の定める「KDDI プライバシーポリシー (<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>)」が適用されます。

第37条 法令に規定する事項

KDDI 通話サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項について、別記にあるとおり取り扱います。

第38条 閲覧

この約款及び料金表において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

別記

1 KDDI 通話サービスの提供区間

当社は KDDI 通話サービスを、特定協定事業者の電気通信設備等を利用し、特定協定事業者約款に定める提供区間で提供します。

2 KDDI 通話サービスの対象範囲

KDDI 通話サービスの対象範囲は、特定電気通信回線から次に定める電気通信番号をダイヤルして発信された音声通信とします。

- (1) 番号規則別表第 1 号に定める電気通信番号（固定電話番号）
- (2) 番号規則別表第 4 号に定める電気通信番号（音声伝送携帯電話番号）
- (3) 番号規則別表第 6 号に定める電気通信番号（特定 IP 電話番号）
- (4) 番号規則別表第 7 号に定める電気通信番号（FMC 電話番号）
- (5) 0036 及び 0039
- (6) 010
- (7) 117（天気予報）/177（時報）
- (8) #ダイヤル（着信短縮ダイヤル）

3 KDDI 通話サービス契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により KDDI 通話サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行う KDDI 通話サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合において、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

4 KDDI 通話サービス契約者の氏名等の変更

- (1) KDDI 通話サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに、契約事務を行う KDDI 通話サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1) の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

5 KDDI 通話サービス契約者の禁止行為

KDDI 通話サービス契約者は、KDDI 通話サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) KDDI 通話サービスの全部又は一部を自らの電気通信事業の用に供する行為

- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (3) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (4) 自己以外の者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (5) 自己以外の者になりすまして各種サービスを利用する行為
- (6) 自己以外の者の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 自己以外の者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (8) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (9) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (10) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (11) 連鎖販売取引(マルチ商法)に関して法令に違反する行為
- (12) KDDI 通話サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (13) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (14) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
- (15) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為又はそのおそれのある行為
- (16) その他法令又はこの約款等に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (17) (2) から(16) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

当社は、その KDDI 通話サービスの提供が犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号)に定める特定業務に該当する場合に当社が同法に基づき行う取引時確認の措置又は当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置に係る求めに応じず、又は当該取引時確認に係る事項を偽る行為があったと認める場合、(14) から(16)に定める禁止行為があったものとして取り扱うことがあります。

6 音声通信明細の発行

- (1) 当社は、KDDI 通話サービス契約者から請求があったときは、書面等による音声通信明細の発行を行います。
- (2) KDDI 通話サービス契約者は、書面等による音声通信明細の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表 第 4 に規定する音声通信明細の発行料の支払いを要します。

7 支払証明書の発行

- (1) 当社は、KDDI 通話サービス契約者から請求があったときは、その契約者に係る KDDI 通話サービス契約の支払証明書を発行します。
- (2) KDDI 通話サービス契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表 第 4 付帯サービスに関する料金等 に定める支払証明書の発行手数料を支払っていただきます。

8 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

9 天気予報サービス及び時報サービス

- (1) 本サービスは、KDDI 通話サービス契約者に限り提供します。
- (2) 当社が提供する時報サービスは、次のとおりとします。

区 別	内 容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

- (3) 当社が提供する天気予報サービスは、次のとおりとします。

区 別	内 容	電気通信番号
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177

料金表

第1 通則

1 KDDI 通話サービスに係る通話料の設定等

- (1) KDDI 通話サービスに係る通話料は、KDDI 通話サービスの提供区間から音声通信の着信先電気通信事業者の提供区間までについて、当社が設定するものとします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、電気通信事業者（当社及び特定協定事業者を除きます。）若しくは外国の電気通信事業者がその契約約款等に規定するところにより KDDI 通話サービスの提供区間をあわせてその料金額を設定する場合又は当社の他の契約約款等により KDDI 通話サービスの提供区間をあわせてその料金額を設定する場合については、この限りではありません。

2 料金の計算方法

- (1) 当社は、通話料は、料金月に従って計算します。
- (2) 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- (3) 当社は、通話料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- (4) 当社は、料金その他の計算については、次表に規定するとおりとします。

区 分	計 算 方 法
ア イ以外の料金	この約款に定める税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。
イ 7 消費税相当額の加算のただし書きに掲げる料金	この約款に定める額により行います。

3 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

4 料金等の支払い

- (1) KDDI 通話サービス契約者は、料金に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- (2) 料金に関する費用は、支払い期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

5 少額料金の翌月払い

- (1) 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が税抜価格 1,000 円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

6 料金の一括後払い

- (1) 当社は、5 の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、KDDI 通話サービス契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

7 消費税相当額の加算

- (1) 第 22 条から第 27 条 までの規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、KDDI 通話サービスに係る利用料(外国との音声通信に係るものに限りません。) 及び延滞利息については、この限りではありません。

8 料金等の臨時減免

- (1) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金に関する費用を減免することがあります。
- (2) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の KDDI 通話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

9 料金等の請求

- (1) KDDI 通話サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDI まとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第2 通話料

1 適用

通話料の適用については、第23条通話料の支払義務のほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) KDDI通話サービスに係る通話料の算定	<p>ア KDDI通話サービスに係る通話料は、1の音声通信（通則1（2）の規定の適用に係る音声通信を除きます。）ごとに、（2）で測定した通信時間と2（料金額）の規定に基づいて算定するものとします。</p>
(2) KDDI通話サービスに係る通信時間の測定	<p>ア KDDI通話サービスに係る音声通信の通信時間は、双方の電気通信回線を接続して音声通信を利用できる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信を利用できない状態にした時刻までの経過時間とし、特定協定事業者の機器により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通信時間に含みません。</p> <p>（ア）回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信が利用できなかった時間</p> <p>（イ）回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、料金表 第2通話料 料金額に規定する秒数又は秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>ウ 次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。</p> <p>（ア）音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信が利用できなかったとき。ただし、音声通信が利用できない状態であったときは、この限りではありません</p> <p>（イ）KDDI通話サービス回線に係る自営端末設備又は自営電気通信設備を介して、その自営端末設備又は自営電気通信設備の一端に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、その回線を利用して音声通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。</p> <p>（ウ）地下駐車場、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくいところで音声通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信が利用できなかったとき。</p> <p>エ 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社電話交換局に申告していただきます。</p> <p>オ 当社は、エの規定により音声通信の中断等の申告を受けた場合、その音声通信の通信時間を、ウ及びエの規定に従って調整します。</p>

<p>カ エに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、申告に応じるものとします。</p>
--

2 料金額

(1) 通話料

ア イ以外のもの

(ア) (イ)、(ウ)、(エ) 及び(オ)以外のもの

3分までごとに

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
通話料	8. 5 円 (9. 35 円)

(イ) 番号規則別表第 4 号又は第 7 号に定める電気通信番号へのもの

a. b 以外のもの

60秒までごとに

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
利用料	16. 0 円 (17. 6 円)

b. au 契約者回線、UQm 契約者回線への音声通信に係るもの

60秒までごとに

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
利用料	15. 5 円 (17. 05 円)

(ウ) 別記 9 に定める電気通信番号に係るもの

3分までごとに

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
利用料	8. 5 円 (9. 35 円)

(エ) 株式会社 N T T ドコモが提供するワイドスターⅡ (陸上) (同社が、ワイドスターⅡの名称で主として船舶その他海上を移動するもの以外のものに対して提供する衛星電話サービスであって、KDDI 通話サービス回線からの音声通信に係る利用料を当社が設定するものをいいます。)又はワイドスターⅢ (同社がワイドスターⅢの名称で提供する衛星電話サービスをいいます。)に係る電気通信回線へのもの

30 秒までごとに

区分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
利用料	161. 0 円 (177. 1 円)

(オ) 番号規則別表第6号に定める電気通信番号へのもの

3分までごとに

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
利用料	10.5 円 (11,55 円)

イ 外国との音声通信に係るもの

区 分	料 金 額 (1分までごとに)
アジア1	30円
アジア2	35円
アジア3	45円
アジア4	50円
アジア5	55円
アジア6	60円
アジア7	62円
アジア8	70円
アジア9	75円
アジア10	80円
アジア11	85円
アジア12	90円
アジア13	105円
アジア14	106円
アジア15	110円
アジア16	112円
アジア17	126円
アジア18	129円
アジア19	140円
アジア20	160円
アジア21	225円
アフリカ1	45円
アフリカ2	50円
アフリカ3	55円
アフリカ4	70円
アフリカ5	75円
アフリカ6	80円
アフリカ7	110円
アフリカ8	115円
アフリカ9	120円
アフリカ10	125円
アフリカ11	127円

アフリカ12	150円
アフリカ13	160円
アフリカ14	175円
アフリカ15	200円
アフリカ16	250円
アフリカ17	180円
アフリカ18	128円
アフリカ19	257円
アメリカ1	9円
アメリカ2	10円
アメリカ3	20円
アメリカ4	30円
アメリカ5	35円
アメリカ6	40円
アメリカ7	45円
アメリカ8	50円
アメリカ9	55円
アメリカ10	60円
アメリカ11	65円
アメリカ12	70円
アメリカ13	75円
アメリカ14	80円
アメリカ15	112円
アメリカ16	190円
アメリカ17	113円
アメリカ18	115円
オセアニア1	20円
オセアニア2	9円
オセアニア3	25円
オセアニア4	30円
オセアニア5	50円
オセアニア6	79円
オセアニア7	80円
オセアニア8	100円
オセアニア9	105円
オセアニア10	110円
オセアニア11	120円
オセアニア12	155円
オセアニア13	159円
オセアニア14	160円
ヨーロッパ1	20円
ヨーロッパ2	25円
ヨーロッパ3	30円

ヨーロッパ4	35円
ヨーロッパ5	40円
ヨーロッパ6	41円
ヨーロッパ7	45円
ヨーロッパ8	50円
ヨーロッパ9	60円
ヨーロッパ10	70円
ヨーロッパ11	75円
ヨーロッパ12	80円
ヨーロッパ13	90円
ヨーロッパ14	91円
ヨーロッパ15	100円
ヨーロッパ16	101円
ヨーロッパ17	110円
ヨーロッパ18	120円
ヨーロッパ19	140円
ヨーロッパ20	202円
ヨーロッパ21	102円
特定衛星端末1	273円
特定衛星端末2	378円
特定衛星端末6	209円
特定衛星端末7	686円
備考	
1 各区分における取扱地域等は、別表1 外国との音声通信に係る取扱地域等に定めるところによります。	
2 外国へ発信する音声通信(その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。)の料金は、着信側事業者の定めるところによります。	

第3 登録料

1 適用

KDDI 通話サービス契約に係る登録料の適用については、次のとおりとします。

区 分	内 容
ア KDDI通話サービス契約に係る登録料の適用	KDDI通話サービス契約者は、KDDI通話サービス契約の申込みの請求をし、その承諾を受けたときは、1の申込みごとに契約初期費用に係る登録料の支払いを要します。

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
KDDI通話サービス契約に係る登録料	1の申込みごとに	800 円 (880 円)

第4 付帯サービスに関する料金等

1 音声通信明細の発行料

(1) 適用

音声通信明細の発行料の適用については、別記 6 音声通信明細の発行の規定のとおりとします。

(2) 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
発行料	1発行ごとに	500 円 (550 円)

(3) 工事に関する費用の額

区 分	単 位	工 事 費 (税抜価格 (税込価格))
利用の開始に係る工事費	1の申込みごとに	1,000 円 (1,100 円)

2 支払証明書の発行手数料

(1) 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記 7 支払証明書の発行の規定によるほか、次のとおりとします。

	内 容
支払証明書の発行手数料の適用	KDDI通話サービス契約者は、(2)料金額の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

(2) 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400 円 (440 円)
備 考 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。		

別表1 外国との音声通信に係る取扱地域等

区 分	取扱地域
アジア1	イスラエル国、シンガポール共和国、台湾、大韓民国、中華人民共和国(香港及びマカオを除きます。)、香港、マレーシア
アジア2	フィリピン共和国
アジア3	インドネシア共和国、キプロス共和国、タイ王国
アジア4	アラブ首長国連邦
アジア5	マカオ
アジア6	モンゴル国
アジア7	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア8	パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国
アジア9	スリランカ民主社会主義共和国
アジア10	イラン・イスラム共和国、インド、オマーン国、クウェート国、サウジアラビア王国、バーレーン国
アジア11	ベトナム社会主義共和国
アジア12	カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国
アジア13	モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国
アジア14	ネパール王国
アジア15	シリア・アラブ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国
アジア16	カタール国、レバノン共和国
アジア17	東ティモール
アジア18	朝鮮民主主義人民共和国
アジア19	イエメン共和国
アジア20	アフガニスタン・イスラム共和国
アジア21	イラク共和国
アフリカ1	アンゴラ共和国、エスワティニ王国
アフリカ2	ウガンダ共和国
アフリカ3	マリ共和国
アフリカ4	ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、チュニジア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、モーリシャス共和国、モロッコ王国、レソト王国、レユニオン
アフリカ5	エジプト・アラブ共和国、カーボベルデ共和国、ケニア共和国、コンゴ民主共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、リベリア共和国
アフリカ6	カメルーン共和国、コモロ連合、コートジボワール共和国、タンザニア連合共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、モーリタニア・イスラム共和国、マイヨット島
アフリカ7	トーゴ共和国
アフリカ8	ガンビア共和国

アフリカ9	赤道ギニア共和国
アフリカ10	エリトリア国、ジブチ共和国、スーダン共和国、セネガル共和国、ソマリア共和国、南スーダン共和国、ルワンダ共和国
アフリカ11	アルジェリア民主人民共和国、マラウイ共和国、モザンビーク共和国
アフリカ12	エチオピア連邦民主共和国、コンゴ共和国
アフリカ13	マダガスカル共和国
アフリカ14	シエラレオネ共和国
アフリカ15	サントメ・プリンシペ民主共和国
アフリカ16	チャド共和国
アフリカ17	アセンション島
アフリカ18	中央アフリカ共和国、セントヘレナ島
アフリカ19	ギニアビサウ共和国
アメリカ1	アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを除きます。)、アラスカ
アメリカ2	カナダ
アメリカ3	米領バージン諸島
アメリカ4	ブラジル連邦共和国
アメリカ5	コスタリカ共和国、チリ共和国、ドミニカ共和国、バハマ国、メキシコ合衆国
アメリカ6	プエルト・リーコ
アメリカ7	コロンビア共和国
アメリカ8	アルゼンチン共和国、グアテマラ共和国、サンピエール島・ミクロン島、バミューダ諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国
アメリカ9	グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、トリニダード・トバコ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、マルティニク
アメリカ10	エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ウルグアイ東方共和国、パラグアイ共和国
アメリカ11	ホンジュラス共和国
アメリカ12	オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ケイマン諸島
アメリカ13	グァデルーペ、ジャマイカ、ハイチ共和国、バルバドス
アメリカ14	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、スリナム共和国、セント・ビンセント及びグレナディーン諸島
アメリカ15	キューバ共和国
アメリカ16	フォークランド諸島
アメリカ17	ドミニカ国、グレナダ、モンセラット、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、タークス及びカイコス諸島
アメリカ18	ガイアナ共和国
オセアニア1	オーストラリア、グアム、クリスマス島、ココス・キーリング諸島
オセアニア2	ハワイ

オセアニア3	ニュージーランド
オセアニア4	サイパン
オセアニア5	パプアニューギニア共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア
オセアニア6	ノーフォーク島、ミクロネシア連邦
オセアニア7	サモア独立国
オセアニア8	ニュー・カレドニア、パラオ共和国
オセアニア9	トンガ王国
オセアニア10	ナウル共和国、マーシャル諸島共和国
オセアニア11	ツバル
オセアニア12	クック諸島、キリバス共和国
オセアニア13	ソロモン諸島、トケラウ諸島、バヌアツ共和国
オセアニア14	ニウエ
ヨーロッパ1	アイルランド、イタリア共和国、オランダ王国、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、スウェーデン王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、フランス共和国、ベルギー王国
ヨーロッパ2	モナコ公国
ヨーロッパ3	オーストリア共和国、カナリア諸島、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、フィンランド共和国、リヒテンシュタイン公国
ヨーロッパ4	アゾールス諸島、ギリシャ共和国、ハンガリー共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、ルクセンブルグ大公国
ヨーロッパ5	スイス連邦、ポーランド共和国
ヨーロッパ6	アンドラ公国
ヨーロッパ7	スロバキア共和国、チェコ共和国、トルコ共和国、ロシア連邦
ヨーロッパ8	ウクライナ
ヨーロッパ9	サンマリノ共和国、タジキスタン共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、リトアニア共和国、ルーマニア
ヨーロッパ10	アイスランド共和国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、マルタ共和国
ヨーロッパ11	フェロー諸島
ヨーロッパ12	エストニア共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国
ヨーロッパ13	ジブラルタル、ラトビア共和国
ヨーロッパ14	グリーンランド
ヨーロッパ15	ウズベキスタン共和国、スロベニア共和国
ヨーロッパ16	ジョージア、クロアチア共和国
ヨーロッパ17	トルクメニスタン
ヨーロッパ18	アルバニア共和国、コソボ共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国
ヨーロッパ19	キルギス共和国
ヨーロッパ20	アルメニア共和国

ヨーロッパ21		モルドバ共和国
特定衛星端末	特定衛星端末1	スラーヤー
	特定衛星端末2	イリジウム
	特定衛星端末6	インマルサット（4 k b p s 回線交換の音声通信及びVoIPによる音声通信に係る場合に限りませす。）
	特定衛星端末7	インマルサット（64 k b p s の A u d i o / S p e e c h のモードの場合に限りませす。）

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 令和5年6月30日に、現に、次表の左欄に定める当社の電話サービス等契約約款に規定する第1種一般電話サービス(特定協定事業者約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社選択又は電話会社固定に係る通話区分若しくは通信区分のうち、市内通話、県内市外通話及び県間市外通話において当社の事業者識別番号が指定され、国際通話において当社の事業者識別番号が指定されている又は未登録となっているものに限ります。以下「旧第1種一般電話サービス」といいます。)に係る第1種一般電話等契約(第1種一般電話等契約者が法人に係るものに限ります。以下「旧第1種一般電話等契約」といいます。)は、この改正規定実施の日において、次表の右欄に定めるKDDI通話サービスに係るKDDI通話サービス契約に移行したものとみなします。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

旧第1種一般電話等契約 旧第1種一般電話サービス	KDDI通話サービス契約 KDDI通話サービス
-----------------------------	----------------------------

3 この約款実施前に、当社の電話サービス等契約約款の規定により生じた料金その他の債務については、附則第2項の規定により、この約款実施の日において、KDDI通話サービス契約が旧第1種一般電話等契約から引き継ぐものとし、その請求その他の取扱いについては、この約款の規定に準じて取扱います。

(損害賠償に関する経過措置)

4 この約款実施前に、電話サービス等契約約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、附則第2項の規定により、この約款実施の日において、KDDI通話サービス契約が旧第1種一般電話等契約から引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお従前のおりとします。